**令和４年６月４日**

**新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた**

**第４０回福島県マーチングフェスティバル実施のためのガイドライン**

福島県吹奏楽連盟・福島県マーチングバンド協会

　本ガイドラインについて

本ガイドラインは，福島県「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」(令和４年5月２7日付改定)，内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長(令和４年５月２３日付事務連絡)に基づき，第４０回福島県マーチングフェスティバル（以下本事業）実施のために策定する。

本事業は本ガイドラインに基づき，具体的な行動指針(マニュアル)やチェック表なと，必要な文書を適宜作成し，実情に合わせて運用する。

今後，本ガイドラインの内容は，感染状況の変化によって政府の対処方針が変更されることにより，適宜改定を行う。

　コンクール・コンテストや演奏会のイベントの中止・延期の検討について

本ガイドラインに基づくリスク評価において，イベント開催に係るリスクの対応等が整わない場合は，中止や延期の検討を行う。

　福島県マーチングフェスティバル開催の基本方針

本事業を開催するにあたり，国から緊急事態宣言が発出された場合は中止とする(条件によっては開催の余地を残す)。またまん延防止等措置が発出されている場合は無観客とする。それ以外は，入場口で検温を実施し，健康状態を確認後，体調不良の場合の入場はできない。

入場券は前売りで販売後，その残数に応じ当日券を販売する。鑑賞者は，退場の際入場券裏面に入場者氏名，連絡先，座席番号を記入して退出する。再入場はできない。

参加者は，演奏終了後，速やかに退館する。参加者に陽性者や濃厚感染者が出た場合は，本事業に出場できないのは自明であるが，団体の出場については所属長の判断に委ねる。また当日に参加者の発熱や体調不良があった場合は，その団体の出場を認めない。奏者の間隔については，飛沫を意識してフォーメーションを組むなど，各団体で工夫すること。また，演奏以外の場面ではマスク着用とする。

開・閉会式は実施せず，審査結果については，福島県吹奏楽連盟及び福島県マーチングバンド協会のホームページで発表を行う。

　1 事業前に行うこと

 《主催者》

（１）外部への対応などについて

①　事業開催については，関係各機関(会場・県教委など)と十分協議した上で決定する。

②　会場と綿密に連絡をとり，各箇所の具体的使用方法について十分確認する。その上で感染防止マニュアルを作成し，運営マニュアルを配付する。※詳細は，運営マニュアルを参照する。

③　感染防止マニュアルは，参加者，関係各機関などに要項と共に配布する。

④　事業が原因で集団感染(いわゆるクラスター)が認められた場合の対処方法などについて， 関係各機関と事前に協議を行う。

（２）参加者，入場者の制限について

①　参加者は，「マスク等着用」，「咳エチケット」，「手洗い・手指消毒」を徹底する。また「三つの密」にならないよう，会場内での社会的距離の確保(利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう)を徹底すること。なお，マスクや手袋，手指消毒薬等は各自準備すること。

②　福島県マーチングフェスティバルの参加前後は，感染防止のため適切な行動をとることを周知する。

③　主催者は開催要件等について「福島県新型コロナウイルス:感染症対策本部事務局総括班」に事前に相談すること。

【福島県新型コロナウイルス:感染症対策本部事務局総括班】

・問合せ先 : 024-521-8644(受付 : 平日8:30〜12:00，13:00〜17:15)

・メールアドレス : corona-event@pref.fukushima.lg.jp

・URL:http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html

（３）要項等の配付

①　参加団体には，次の文書を配付する。

・　参加要項

・　感染防止マニュアル

・　入館者名簿(氏名のみ)　※様式８

・　健康観察表(開催日前 １週間分を記録)　※様式９

（４）参加・入場について

①　最低限の人数で運搬ができるように考慮すること。運営側では運搬の補助員を用意しないが，各団体で楽器運搬等補助員をつけても良い。

②　健康状況把握や感染症発症時の対応のため，次の必要書類の作成・提出を求める。

ア　参加団体が主催者に提出

《事前に提出する物》

・　入館者名簿(氏名のみが記入されたもの) ※様式８

　【出演者・引率者・運搬補助者全員を記入する。】

《当日に提出する物》

* 健康観察表 ※様式９

【出演者・引率者全員分】

イ 役員，業者，審査員が主催者に提出

・　当日に健康観察表(体温，体調不良の有無が記入されたもの)　 ※様式９

　《参 加 団 体》

（１）健康状況把握や感染症発症時の対応のため，次の必要書類の作成・集約・提出等を行う。

①　参加者が児童・生徒の場合，参加者は当該団体責任者へ参加承諾書を提出する。

②　参加者は，１週間前から健康観察表を作成し，参加団体責任者に提出する。

③　参加団体責任者は，入館者名簿(氏名のみ)を関係書類と一緒に提出する。

（２）各団体の責任者(部顧問)は，団体長(校長)に対し主催団体から配付される本ガイドラインなどを提示し，万一に備え，主催者名，連絡先などを伝える。

※　学校関係団体の引率者は，事前に参加申込書に記載された学校関係者に限る。

（３）開催日以前，１週間以内に発熱症状がある団員(部員)がいた場合，団体長(校長)に参加についての可否の判断を仰ぎ，また，その旨を主催者(福島県吹奏楽連盟・福島県マーチングバンド協会両事務局)へ報告する。

（４）バスで移動する場合，車内の密環境を避けるよう努める。保護者や家族による送迎が可能な場合は，それも選択肢の一つとする。

（５）マスクや手指の消毒薬，手袋等は自団体で準備する。

2 事業当日に行うこと

 《主催者》

（１）入館の手続きについて

①　関係者(役員・業者・審査員・報道関係者)の検温を当日行い，発熱，呼吸症状(せき，くしゃみなと)がある場合は退館してもらう。

※　体調不良者がいないか確実にチェックする。気になる点がある場合は，その場で責任者に確認をする。必ず，検温等の確認終了後に入館させる。

②　使用する物品・各部屋について，消毒や換気を行う。

③　入場者全員へ，マスクの着用と手指消毒について呼びかける。

④　会場準備や撤去時もマスクを着用する。

（２）事業実施中について

①　マスク着用と会話・声援の抑制について，掲示や放送等で周知に努める。

②　会場内各箇所で密が発生していないか，適宜確認する。また，次の点について留意する。

ア 出演者の移動経路の整備(密集・密接を避ける動線およびスペースの確保)

イ 楽器ケース置き場，待機場所における密集・密接の回避，スペース確保

ウ チューニング室における奏者間の間隔確保(１ｍを目安)，休憩ごとのモップがけ

エ 今年度は団体集合写真は撮影する。撮影時のみマスクを外してよいこととする。

オ 開・閉会式等のセレモニー中止(結果はWebで発表する)

カ 楽器搬出入や運搬の状況の確認

③　客席他，会場の各部屋への入場可能人数については，会場からの指示に従う。

※客席は自由席とする。

④　進行のアナウンスは，原則として1名で行う。

⑤　体調不良者への対応は，次のとおりとする。

ア 参加者に急な体調変化が生じた場合，一旦，救護室に隔離するが速やかに責任者(顧問)などの関係者に連絡する。また，当該参加者が発熱の症状を伴っている場合，当該参加団体は出場できない。

イ 事業関係者に急な体調変化が生じた場合，速やかに退館してもらう。

⑥　休憩時や退館時にも，手指消毒や手洗いを呼びかける。

⑦　参加者の誘導については，原則実施しない。(※各場所で不明な点について説明を行う)

⑧　会場の入退場口で検温を実施し，各団体の入館者名簿・健康観察表を受け取る。一般入場者から，退出の際入場券に座席番号を記入したものを受け取る。

（３）演奏当日に行うこと

①　出演のプログラム順は，移動の時間を考慮して，事務局で検討する。

②　フロアの飛沫については，休憩時にモップがけを行う。

③　入場券は，出演団体には前売り１，５００円（小学生以下５００円）で販売し，事前に郵送する。なお，当日券も販売する。当日券裏面には，座席番号，住所，氏名，連絡先を記入する。また，プログラムは前売り，当日共に７００円で販売する。

　《参加団体》

（１）会場への移動前に検温や体調を確認し，発熱等の症状がある者がいた場合，当該団体は参加

を見合わせること。また，来場後に発熱などの急な体調変化が生じた場合も，参加を取りやめ

速やかに退館すること。学校関係団体の引率者は，事前に入館者名簿に記載された学校関係者

に限る。

（２）演奏以外の場面では，引率者・運搬補助員・鑑賞者を含め，必ずマスクを着用する。

（３）手洗いや手指消毒を適宜行うとともに，互いの間隔を１ｍを目安として空けるよう留意する。また，会話の抑制に努める。

（４）楽器運搬については，次のように留意する。

①　打楽器やパネルの運搬補助員の入場は，１０名を基準とするが，各団体の実情に応じて増員可能とする。

②　打楽器やパネルの搬入・搬出は自団体で行う。

（５）使用する楽器およびメンテナンス用品，チューナーなどの貸し借りは行わない。

（６）チューニング室でのつば処理は，吸水シート等を各団体で準備する。使用後の処分は各団体

で行う。

　３　事業後に行うこと

　《主催者》

（１）事業終了後，事業関係者，参加者については，１週間程度の健康観察をお願いする。

（２）感染者が出た場合，速やかに福島県吹奏楽連盟・福島県マーチングバンド協会両事務局に報

告を要請する。その場合，保健所やホールなど関係機関にも報告し，各機関からの指示に従っ

て対処する。必要があれば全参加団体に通知をする。

　《参加団体》

（１）事業終了後，参加者・鑑賞者については，１週間程度の健康観察を行う。

（２）感染者が出た場合，団体長(校長)に報告するとともに，速やかに福島県吹奏楽連盟・福島県

マーチングバンド協会両事務局に連絡する。

　４　その他

　《主催者》

（１）参加者が密集しないよう，出演団体の進行表の作成に配慮する。

（２）ロビー，ホワイエなどにあるテーブルやイスについて，使用制限または消毒作業を行う。

（３）参加者の健康観察表は厳重に管理し，発症の有無を確認した上で，事業終了後1ヶ月を目安

に廃棄する。

（４）鑑賞者が使用した座席番号等を控えておき，感染者などの発症が出た場合は，速やかに関係

機関に報告する。

　《参加団体》

（１）参加者が密集しないように努める。

（２）参加者が，不必要な場所には立ち入らないように注意する。テーブルやイスについて，使用

制限または消毒作業を行う。